

指定基準自己点検シート（訪問介護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	

事業所指定	サービス種別		利用者数(人)※1			前月の利用者数の内訳		平均利用者数(人)※3
			3月前	2月前	前月	在宅(人)	在宅以外(人)※2	
有 ・ 無	訪問介護	身体介護・生活援助						
		通院等乗降介助のみ						
有 ・ 無	介護予防訪問介護相当サービス							
有 ・ 無	訪問型サービスA							
有 ・ 無	障害福祉サービス※4	居宅介護等						
		通院等乗降介助のみ						
		移動支援のみ						

※1 指定基準自己点検シート提出月の前3月の実利用者数を記載してください。

※2 自宅居住者以外は全て該当(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等)

※3 指定基準自己点検シート提出月の前月の1日当たりの平均利用者数を記載してください。

※4 同一の事業所で、障害者総合支援法における居宅介護等(居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護)の指定を受けている場合は、障害福祉サービスのみの利用者数を記載してください。

< 記載にあたっての留意事項 >

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされている場合は「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をしてください。なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

< 根拠法令 >

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- 「法」 → 介護保険法
- 「令」 → 介護保険法施行令
- 「規則」 → 介護保険法施行規則
- 「条例」 → 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
I 人員基準					
1 訪問介護員等の員数	(1) 訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっていますか。	条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 サービス提供責任者	(1) サービス提供責任者は、常勤の訪問介護員等であって専従していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供責任者は、利用者（当該事業者が第1号訪問事業の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営されている場合は第1号訪問事業の利用者も含む）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供責任者は、資格要件を満たしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 管理者	(1) 管理者は常勤職員を配置していますか。	条例第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 設備基準					
1 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。	条例第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 運営基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに行っていますか。	条例第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外でサービスを提供し、それに要した交通費		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) (4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 指定訪問介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	条例第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 指定訪問介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	条例第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果					
			はい	いいえ	非該当			
17訪問介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成していますか。	条例第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) サービス提供責任者は、計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) サービス提供責任者は、計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) サービス提供責任者は、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。また、その際に(1)～(4)に準じて行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
18同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が、その同居の家族である利用者に対して、サービスの提供を行っていませんか。	条例第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
19利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
20緊急時等の対応	利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
21管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	条例第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) サービス提供責任者は、以下の業務を適切に行っていますか。 <input type="checkbox"/> 利用申込に係る調整 <input type="checkbox"/> 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握 <input type="checkbox"/> 利用者の服薬状況や口腔機能等についての居宅介護支援事業者等への情報提供 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等の業務実施状況の把握 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等に対する研修、技術指導 <input type="checkbox"/> その他サービス内容の管理について必要な業務の実施		左側の点検事項欄のチェックボックスにご記入ください。					
22運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 苦情処理に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	条例第30条				左側の点検事項欄のチェックボックスにご記入ください。		
23介護等の総合的な提供	事業の運営にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供し、特定の援助に偏っていませんか。	条例第31条				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第32条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25衛生管理等	(1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	条例第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29不当な働きかけの禁止	居宅サービス計画の作成・変更に関し、居宅介護支援事業所又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行っていませんか。	条例第36条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
31苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32地域との連携等	(1) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。	条例第40条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。				
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項				
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。				
	(4) (1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日(当該サービスを提供した日)から5年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例第43条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

左側の点検事項欄のチェックボックスにご記入ください。

- ・以下の各項目について、実施の有無に○を付け、実施している場合は実施（予定）年月日を記入してください。
- ・実施（予定）年月日が複数ある場合は、直近の実施（予定）年月日を記載してください。
- ・「年（度）」は、事業所が定める年度（例：4月～3月）に基づいて記入してください。

区分	項目	前年（度）		今年（度）※実施予定も含む	
		実施	実施年月日	実施（予定）	実施（予定）年月日
人権の擁護、認知症介護、介護予防に関する研修	「人権の擁護」研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
	「認知症介護」研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
	「介護予防」研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	委員会の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
			年 月 日		年 月 日
	委員会結果を従業員へ周知	有 ・ 無		有 ・ 無	
感染症の予防及びまん延の防止のための研修	研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	訓練の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
業務継続計画の研修	研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
業務継続計画の訓練	訓練の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
虐待の防止のための対策を検討する委員会	委員会の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日
	委員会結果を従業員へ周知	有 ・ 無		有 ・ 無	
虐待の防止のための研修	研修の実施	有 ・ 無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日